マルチローターの許可・承認に係る概要の説明

講師:一般社団法人 農林水産航空協会









2. I 飛行の許可・承認の申請/取得



〇航空局の規定の中で、飛行の実績報告を行う
 許可・承認を取得し、その内容で<u>飛行を行った際にする必要</u>がある。
 ①飛行記録の作成
 ②地方航空局への飛行記録の提出(許可・承認書に依存)をする。

申請者もしくはオペレーター⇒地方航空局



無人ヘリコプター

○「空中散布を目的とした無人へリコプターの飛行に関する許可・承認の取扱いについて」(両局長通知)に基づき実績の報告を行う

・散布を行う前に散布計画を都道府県に提出する。

実施主体は散布実績を都道府県に提出し、都道府県は農水省に提出する。
 実施主体(オペレーター)⇒都道府県⇒農水省(植防課)



①<u>飛行記録の作成(許可・承認書ごとに作成する)</u>

許可・承認を取得した飛行(空中散布等)を行った際には、 <u>飛行記録を作成する</u>必要がある。⇒国交省HPに様式

〇フライトログの作成

・日時、住所、飛行させた者、飛行概要、機体名、離着陸時間など(下図)

〇飛行させた場所の記録 ・飛行を行った場所がわかるように広域図、縮小図を作成(右図)

飛行実績報告書、別紙1_飛行の日時等(国交省HP掲載)





②<u>地方航空局への飛行記録の提出</u> (申請内容によって異なる)

○<u>許可・承認書の条件</u>に記載された内容に従い、申請を行った<u>地方航空局へ飛行記録を提出</u> ○<u>飛行の期間</u>の長さや、<u>場所の特定</u>の有無によって許可・承認書の条件が変更

<u>3か月以内かつ場所を特定する</u>飛行 ⇒ 飛行実績の報告を求められた場合に提出すること
 <u>3か月をこえるまたは場所を特定しない</u>飛行 ⇒ <u>3か月後ごと</u>および<u>終了時</u>に飛行実績を提出すること

報告するタイミングに<u>飛行記録</u>の提出



4-1. II FISSへの事前入力

<u>飛行情報共有システム(FISS)への</u> <u>事前入力とは・・・</u>

許可・承認を取得し、 その内容で<mark>飛行を行う前に必ず行う必要</mark>がある

①ドローン情報基盤システム(<u>https://www.fiss.mlit.go.jp/top</u>)へ アクセスし、ログインする。 アカウントがない場合には、開設からアカウントを作成

②飛行を行う前に日時、飛行させる場所、 機体、飛行ルールの確認等の入力・選択を行い 飛行計画を登録する。

ドローン情報基盤システム(飛行情報共有機能) お知らせ タイトル 日付 システムメンテナンスのお知らせ [2020/2/17] 【無人航空機の飛行に係る飛行情報共有システムへの入力についての再周知】 [2020/2/5] 【無人航空機の飛行ルールの追加について】 [2019/09/17] 6件中1から3まで表示 1 2 > » « < もっと見る 飛行情報共有ログイン 飛行情報共有のアカウントで 初めての方はアカウントの よくあるご質問やご利用方法は 開設を行ってください。 ログインしてください。 こちらを参照してください。 ログイン 開設 ご利用案内 飛行許可申請へのリンク 飛行許可申請については、こちらを参照してください。 お問合せ(無人航空機ヘルプデスク) 【電話】03-4588-6457 【受付時間】平日 9:00~17:00(+・日・祝除く)

```
4-1.ⅡFISSへの事前 λ ヵ
```

۲C

1. IL FISSへの手則入力	飛行	う情報共有ログイン		
	初めての方はアカウントの 開設を行ってください。 開設	飛行情報共有のアカウントで ログインしてください。 ログイン	ご質問やご利用方法は ≥参照してください。 ご利用案内	
D ーン情報基盤システム (飛行情報共有機能) 登録 <u> 「スフード</u> 」スフード (概) <i> 、</i> フプインに思る 57	除行 情報 共有) 仮登録 通知 8月 縁を完了してください。 ます。 いの別除をお願いいたします。 いており、返信できません。あらかじめご了承下さい。	ドローン情報基盤3 [メ=* /tx?=*	システム (飛行情報共 ログイン //スワードをお忘れですか? Dグイン EER(ユーザーですか? 登録	有機能)
・Eメールアドレス ・パスワード を入力し「登録」を押した後、仮登録通 くので、内容を確認しアカウントを開設	₫知が届 とする。	アカウント ・メールア ・パスワー を入力し、	開設時に使用した ドレス -ド ログインする。	

4-1. II FISSへの事前入力



4-2.<u>3</u>機体情報の入力

 ・ <u> ・ <u> ・ </u> ・ <u> ・ </u> ・ <u> ・ <u> ・ </u> ・ </u></u></u></u></u>			•製造者名
	請保の憔悴を入力して下さい。		
無人航空機の機体情報を登録します。	製造者名 (4月)		・ 機体の 種類 (回転 異 航 空 機) ・ 最大 離陸 重 量
機体情報	978# (# 9		・製造番号
	現件の授業 AURI)	○ 用行機 ⑧ 回影翼形立株 ○ 須立株 ○ 用行船](·機体色)
	老大都理查呈 (前前)	とg 最大部陸豊重が不特な場合は、自集を読載して下さい。	(・機体の大きさ)
	있은동寺장 (gain)		・自作機ですか? ・改造け ていますか?
	642		成進はしていようが
機体情報管理/機体情報一覧		₩@ ⑧ mm 〇 cm	
WHRD CONSIGNATION MECS.	縁体の大きさ	主要 主唱	全商
新規豐绿			
	白井田ですか? (余三)		
飛行許可申請登録済み機体情報一覧	O isto 💿 trute		
No. 製造者名			
	447201		23
〇新規登録から「必	<mark>シ須</mark> 」の項目について入力・選	選択を行うことで登録が可能。	
機体色 機体のプ	ときさについては任意		
		担山した継体を逆回する来早な	7 +1
		- 佐山しに城仲を諏別9 る 田方を	入门。
製造、登録どちら	も可		
〇メニュー画面「機(体連携」から、Dipsに登録し ⁻	てある機体情報をFISSに登録する	ることが可能。
ナーナー」 FISSで機	体情報の編集けできたいの	で注音が必要	
			12

4-3.<u>1</u>飛行計画の登録







4-3.<u>1</u>飛行計画の登録

小肆击				
飛行状況	×		飛行状況	
ルールと周辺情報			ルールと周辺情報	
レールと周辺情報		ルールと周辺情報	関係する行政機関の許可等を得ていないと、違 反になります。手続は済んでいますか?(違反	
	·	● 違反している可能性のあるルー	した場合、割則が通用されます)	
危険物輸送の禁止		危険物輸送の禁止	2015年9日7月1日を確認した場合は、御天回2日 のための調整等を行い、安全確保に努めてくだ さい。	
		物件投下の禁止	はい いいえ	
		人、物から30m未満の飛行禁止		
🥏 遵守しているルール	•	⊘ 遵守しているルール		
飛行計画登録	単色 まし			
			2	/
「日時・期間」、「ルール」で選択した内容のうち 許可・承認が必要な内容について確認		飛行計画	画の登録完了	







4-5.FISSへの事前入力にあたって

許可・承認申請の内容が 空中散布目的の無人航空機の飛行に係る飛行情報共有システム(FISS) の入力方法について 以下のすべてを満たしている場合右図のように入力が可能 農薬等の空中散布の際の「飛行情報共有システム」(FISS)の入力方法について、 以下の通りとします。 ①「飛行の目的」が<u>「農林水産業」</u> 条件を満たしている場合には、型 1. 飛行予定エリアの入力 > 許可・承認申請の内容が、以下①~④のすべてを満たしている場合は、空中散 式毎にすべての飛行予定エリア ②許可・承認申請時において 布を行う圃場毎でなく、「市区町村単位」での円または多角形での飛行計画の登 (同一市区町村内)をカバーする 録を行うことができる。 飛行経路を特定することとなっている ①「飛行の目的」が「農林水産業」となっていること ように作画可能 ②「進入表面等の上空の空域又は航空機の離陸及び着陸の安全を確保する 以下のいずれにも該当しないもの ために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域における飛行」、 「地表若しくは水面から 150m以上の高さの空域における飛行」、「人又は家 ・「空港等周辺の飛行」 屋の密集している地域の上空における夜間飛行」、「夜間における目視外飛 行」、「補助者を配置しない目視外飛行」及び「催し場所上空の飛行」のいず ・「地表面等から150m以上の飛行」 れにも該当しないこと(※「無人航空機の飛行に関する許可・承認申請書」、注4参照) ③ 「飛行の経路(飛行の場所)」が「農薬散布を行う圃場等」となっていること ・「人口集中地区における夜間飛行」 ④ 「申請事項及び理由」の「第 132 条の2各号に掲げる方法によらずに飛行さ せる理由」が「空中からの農薬、肥料、種子若しくは融雪剤等の散布」に限ら 「夜間における目視外飛行」 れていること 「補助者を配置しない目視外飛行」 2. 機体情報の入力 ▶ 許可·承認申請の内容が、上記1. ①~④のすべてを満たしている場合は、同一 ・「催し場所上空の飛行」 の型式ごとに複数機体を一括して登録することができる。この場合に、システム の「製造番号」欄に当該型式に係る使用予定の機体の製造番号をすべて入力す ること。 (ter)-(3)「飛行の経路(飛行の場所)」が (FISSへの入力イメージ) 「農薬散布を行う圃場等」となっているもの 条件を満たしている場合には、 式毎にすべての飛行予定エリア (同一市区町村内)をカバーする ように作画可能 (4)「申請事項及び理由」の「第 132 条の2各号) に掲げる方法によらずに飛行させる理由」が 「空中からの農薬、肥料、種子若しくは融雪

剤等の散布」に限られるもの

19

4-5.FISSへの事前入力にあたって



4-5.FISSへの事前入力にあたって

<u>FISSへの事前入力を行うにあたって・・・</u>

〇飛行計画を登録する際に、他ユーザーと重複している場合は連絡を取る。

〇登録した飛行計画に変更がある場合には飛行前に計画の変更を行う。

○通信環境がない等の理由から共有システムのアカウントを有しない又は作成できない場合、 アカウントを有する知人や代行業者等に依頼することで、入力を行う。

〇長時間の作業を行う場合には作業を行う時間を、飛行を行う時間として登録できる。

〇複数人の飛行計画を一つの飛行計画としてまとめることもできる。全員と連絡がとれることが必須。

○許可・承認申請時の条件を満たすことで、飛行経路を市区町村単位で登録ができる。 また、同一型式であれば複数機体を1つの飛行計画として登録できる。

ヘルプデスクに確認

飛行計画を登録することが大切

4.まとめ



〇飛行実績は、<u>必ず提出</u>する。

